

所得税・復興特別所得税の 還付申告会などのお知らせ

平成27年分の所得税等の還付申告会を開催します。ご自身で確定申告書の作成を行い、その場で提出ができますので、必要な書類をお持ちのうえ、お越しください。

岡市民税課 ☎2006

確定申告に関するお問い合わせは、**越谷税務署** ☎965-8111 (音声案内)へ
確定申告に関する情報や申告書作成コーナーの情報は国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) でご覧いただけます。

対象となる方

次の方のうち、源泉徴収票をお持ちで、所得税等が還付になる方
①退職などで年末調整が済んでいない方
②給与所得者や公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方

③公的年金等の受給者
※公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、他の所得金額が20万円以下である場合には、所得税等の確定申告の義務はありません。ただし、所得税等の還付を受けようとする場合は、確定申告書の提出が必要です。また、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

申告に必要なもの

・平成27年分の給与所得または公的年金等の源泉徴収票(原本)

・申告者本人名義の預貯金で金融機関名と口座番号の分かるもの(通帳など)

・印鑑、電卓、筆記用具

※この他、申告の内容に応じて次のものをお持ちください。

①退職などで年末調整が済んでいない場合および公的年金等の申告をする場合
・社会保険料(健康保険料など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書(加入先保険会社などで発行)

②医療費控除を受ける場合
・平成27年中に支払った医療費の領収書(原本)
※領収書(原本)は医療機関ごとに集計し、必ず合計金額を計算してお持ちください。

・支払った医療費に対して、健康保険組合などから給付を受けた出産育児一時金や生命保険金などで補てんされた金額が分かる書類

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年分〜平成49年分の各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。記載漏れにご注意ください。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額に2.1パーセントの税率をかけて計算した額です。

給与支払者(会社など)の皆さんへ

給与を支払う事業所(会社など)で所得税等の源泉徴収

義務がある場合は、給与の受給者が1月1日現在でお住まいの市区町村に、前年中の給与支払額などの必要事項を記載した「給与支払報告書」を提出しなければなりません。正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、給与を受給した方の「給与支払報告書(個人別明細書)」を2部作成し、総括表とともに、2月1日までに提出してください。

また、昨年中に退職した場合でも、給与支払額が30万円を超える場合は提出しなければなりません。また、給与支払報告書は従業員の手に渡さず、事業所(会社など)から市区町村へ提出してください。

個人住民税の特別徴収を徹底しています!

県と県内市町村は、平成27年度から給与支払者の特別徴収を徹底しています。

これは全国的な取り組みであり、近隣県でも実施、または実施予定となっています。事業主の皆さんは引き続き個人住民税の特別徴収(給与天引きによる納付)に、ご理解とご協力をお願いします。

還付申告受付日程

■八潮メセナ会場(2階集会室)

受付日	受付対象者	受付時間	留意事項
2月2日(火)~4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等の受給者で医療費控除を受ける方 公的年金等と給与所得のある方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方 	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時30分~10時30分 午後1時~3時 ※八潮メセナの開館は、午前9時からです。 	<ul style="list-style-type: none"> 寄附金控除や住宅借入金等特別控除(平成27年入居分)などの受付は行っていません。 午前中は混雑が予想され、混雑の状況によっては午前の受付でも午後になることがあります。 混雑の状況によっては、受付終了時間を早める場合があります。 初日は大変混雑しますので分散にご協力ください。 八潮メセナへのお問い合わせはご遠慮ください。

■越谷税務署およびイオンレイクタウン会場

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月15日(月)まで ※土・日曜日、祝日を除く	越谷税務署	所得税等の還付申告全般(平成27年入居で住宅借入金等特別控除を受ける方を含む)	午前9時~午後5時 ※申告書作成に時間を要しますので午前8時30分から午後4時までにお越しください。	<ul style="list-style-type: none"> 2月16日(火)~3月15日(火)の間は、越谷税務署庁舎では、確定申告の相談は行っていません。 混雑の状況によっては、受付終了時間を早める場合があります。
2月16日(火)~3月15日(火) ※土・日曜日を除く 日曜申告 2月21日(日)・28日(日)	イオンレイクタウン(kaze"かぜ")3階「イオンホール」		午前9時~午後4時	

■税理士事務所など(税理士会主催:完全予約制)

最寄りの税理士事務所または関東信越税理士会越谷支部(☎962-6131)に連絡して、日時などを事前に確認のうえ、お出かけください。

受付日	場所	受付対象者	受付時間	留意事項
2月1日(月)~15日(月) ※原則、土・日曜日、祝日を除く	税理士事務所	<ul style="list-style-type: none"> 公的年金等を受給している方 給与所得者で医療費控除を受ける方 退職などで年末調整が済んでいない方 	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時30分~正午 午後1時~4時 	<ul style="list-style-type: none"> 費用は無料ですが、相談内容によっては有料になることがあります。 土・日曜日、祝日の受付は原則行っていませんが、希望する場合はご相談ください。 完全予約制ですので、事前予約のない方は、利用できません。
2月5日(金)	八潮メセナ(2階集会室)		午前9時30分~11時30分	
2月8日(月)	越谷市中央市民会館(5階)		午後1時~4時	

市民税・県民税 申告の受付案内

市民税・県民税の申告受付日程は、次のとおりです。
詳しくは、広報やしお2月号でお知らせします。

受付日	場所	受付時間	留意事項
2月16日(火)	大曾根中公民館	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時30分~11時 午後1時30分~3時30分 	<ul style="list-style-type: none"> 申告内容によっては、税務署主催の申告会場を案内する場合があります。 申告会場施設へのお問い合わせはご遠慮ください。 2月28日(日)の午前9時から11時までは、日曜申告を行います。
2月17日(水)	八條公民館		
2月18日(木)	ゆまにて		
2月19日(金)	資料館		
2月22日(月)	古新田公民館	<ul style="list-style-type: none"> 午前9時~11時 午後1時~4時 	
2月23日(火)~3月15日(火) ※土・日曜日を除く	八潮メセナ1階展示室 ※開館は午前9時からです。		